

平成21年5月13日

(社)日本鉄リサイクル工業会 会員各位

油圧ショベルマグネット仕様機の法的取扱い変更に伴い使用者へのお願いの件

(社)日本建設機械化協会

(社)日本建設機械工業会

既にご承知のことと思いますが、平成19年11月13付け厚生労働省労働基準局安全衛生部通達「基安安発第1113001号」にて従来は車両系建設機械の掘削用機械として扱っておりました「油圧ショベルマグネット仕様機」が「移動式クレーン」として扱われることとなりました。これに伴い関連団体及び本体メーカー等でこれに係わる具体的な運用方法について協議してまいりましたがその詳細が決まりました。

この中で使用者が自ら遵守しなければならない項目と具体的実施内容について以下の通りご連絡を申し上げますのでご理解され、安全な使用の推進をお願い致します。

= 記 =

油圧ショベルマグネット仕様機を保有のお客様が実施しなければならない内容

1. 安全装備の確認

平成20年4～6月頃以降の生産機では、新基準対応機として販売されており、以下の装備が備わっています。ご確認ください。(平成20年4月以前の生産機については新基準の対象外ですのでこれらが装備されていなくても違反ではありません。)

運転席のフロントガード(前面)の装備・・・飛散物のキャブ内侵入防止用

シートベルトの装備・・・オペレータ保護用

ブーム落下防止弁の装着・・・ブームシリンダホース切断時にフロントの急落下防止を図る

ブーム腹部に「立入禁止」デカール貼り付け・・・作業者の作業半径内への立入禁止を喚起

磁力低下警報装置の装着・・・磁力低下に伴う吸着物の落下を事前に知らせる

運転席に専用銘板貼り付け・・・本体の使用できるマグネットサイズと最大吊上能力の表示

マグネットも上記同様銘板貼り付け・・・マグネットのサイズ・自重と吸着できる能力表示

取扱い説明書にクレーンとしての内容を記載・・・安全な作業に必要な注意事項等を記載

2. 運転資格の取得

運転者はクレーンの運転資格が必要になります。

また、マグネットを外して車両系建設機械として使用する場合は別途「車両系建設機械運転技

能講習修了証」が必要です。

マグネットの吊上げ荷重(定格荷重 = 嵩比重1.3相当で吸着できる荷重)により運転資格の内容が変わります。以下に従って資格の保有状況を確認され、もし保有されていない時は、早期に取得ください。(は必須、 は推奨)

資格の種類 吊上げ荷重	事業者による特別教育	小型移動式クレーン技能講習修了証	備考
0.5～1t未満			吊上げ荷重の上位資格があれば下位は運転可能です。
1.0～5t未満			

(注1)0.5t～1t未満は「特別教育」ですが安全意識向上のために「小型移動式クレーン運転技能講習」の取得をお勧めします。

(注2)マグネット専用機の運転でも、本体は油圧ショベルを使用していることから「車両系建設機械運転技能講習修了証」の取得をお勧めします。

3. 定期自主検査の実施

3.1 使用状況に応じて適正な検査を実施

リフティングマグネット作業のみでの「専用機」として使用されている場合は、移動式クレーンとして扱われますので「クレーン定期自主検査」を実施して下さい。

また、リフティングマグネット作業以外に、マグネットを取り外して、例えばフォークグラブやバケット等に組替えて使用する「兼用機」の場合は、クレーン定期自主検査の他に、車両系建設機械としての「特定自主検査」も必要となります。なお現在、車両系建設機械としての「特定自主検査」を受けているマグネット付き油圧ショベルは次回検査時から「クレーン定期(年次)検査」に変更して検査を実施して下さい。

3.2 移動式クレーンとしての定期自主検査を実施する場合

移動式クレーンは定期自主検査として月例検査と年次検査(年1回)が法律で義務付けられています。クレーン定期自主検査に当っては以下のことにご留意して実施願います。

検査場所と検査資格者

定期検査は、自社内において、検査資格者又は、自社内の検査教育経験者等により実施することも可能です。また各メーカー等に依頼して実施することもできます。

JCAS2801-2008(日本クレーン協会規格)に則した検査リストと荷重試験の実施

(社)日本クレーン協会規格「油圧ショベルをベースとした移動式クレーン マグネット仕様機 定期自主検査実施要領」(JCAS2801-2008)に則した性能・機能等のチェックと定格荷重での動作及び安定度試験の実施が必要になります。定格荷重相当の吸着物を準備して荷重試験を実施して下さい。つきましては、(社)日本鉄リサイクル工業会会員の皆様が自社で移動式クレーン定期自主検査を行う場合にも

JCAS2801-2008 に則した検査リストが必要です。

なお(社)日本建設機械工業会では、会員(各メーカー)が事業主に代行して実施する移動式クレーン定期自主検査制度を運用しております。代行検査用の検査リストも準備していますので、代行検査を会員(各メーカー)へご用命ください。

検査リストの保管と検査済みワッペンの貼り付け

月例及び年次検査の実施記録は3年間保存が義務付けられています。自社内検査及びメーカー依頼検査に係わらず確実な保管管理をお願いします。

また(社)日本建設機械工業会の会員が検査したクレーンには、その証として検査済みワッペンを貼付しています。

(注3)吊上げ荷重0.5t未満のマグネット専用車は、クレーン定期自主検査は不要で、取扱説明書の検査項目に準ずることとなりますが、より安全に作業するためにクレーン定期自主検査をされることをお勧めします。

3.3 車両系建設機械としての特定自主検査も合わせて実施する場合

兼用機の場合は、「クレーン定期自主検査」以外に車両系建設機械としての「特定自主検査」が必要になります。

特定自主検査は資格を持った検査業者が実施することになっており、検査業者の資格保有のないお客さまにおかれましては、建機メーカーの販売店(検査業者として登録済み)へ依頼または相談して実施してください。

検査済みワッペンは「定期検査用」と「特定自主検査用」の2枚を貼るようになります。

特定自主検査の検査リストもクレーンと同様に3年間保管が義務付けられています。

4. お願い

使用者におかれましては、今回の規則改正をご理解されマグネット付き油圧ショベル仕様機に装備された「取扱説明書」や注意銘板等を必ず読んで理解され、安全に作業を推進されるようお願い申し上げます。

本説明にて不明な点、資格習得及び検査等については、各メーカーの支店・営業所又は販売店等へ問合せ又はお申し付けくださるようお願いいたします。

以上